

平成26年度 国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生等）の 奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領

1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間特別延長の申請については、後述の申請区分（Ⅱ-2、Ⅲ-2）のとおりとする。なお、ここでいう修士課程には専門職学位課程を含むものとする。
- (2) 特別延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (4) 支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることをあらかじめ承知しておくこととともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。
- (5) 進学希望先は1大学1研究科とする。現在在籍する大学と異なる大学に進学する場合は、その理由を「指導教員の意見書」（別紙様式5：「大学変更の場合、その所見」欄）及び「推薦調書」（別紙様式4：「推薦理由」欄）に記入すること。申請書に記入した大学院研究科以外へ進学する場合、国費外国人留学生の奨学金は支給しない。
- (6) 提出期間
平成26年12月15日（月）～12月19日（金）当日消印有効
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- (7) 推薦者が2名以上いる場合には、必ず大学としての優先順位を付すこと。
- (8) 結果については、平成27年2月中旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学が通知を行うこととする。
- (9) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
 - ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - ④ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内で卒業（もしくは修了）が不可能であるとき。
 - ⑤ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑥ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
 - ⑦ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間特別延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (10) 特別延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、平成27年度に進学する（ことを予定している）ため特別延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一特別延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大

な影響を生じることに留意すること。

(11) 提出書類

- ① 申請者ごとに申請書、研究計画等調書、小論文、推薦調書、指導教員の意見書、成績証明書について正本1セットと副本9セットの合計10セットを作成し、それぞれ封筒（角型2号）に封入すること。
- ② 個々の封筒の表には、個人番号、氏名、申請区分（申請区分Ⅱ－2又は申請区分Ⅲ－2）、「正本」「副本」のいずれであるかを記入すること。
- ③ 申請区分ごとの推薦者一覧（別紙様式1）の後に、申請者ごとに個々の封筒の正本（1）及び副本（9）の合計10セットをひとまとめにしたものを整理番号順に並べて封筒等に封入し、封筒等の表に朱書きで「××××××（学校番号）延長申請書類（特別）在中」と明記の上、本件担当宛に郵送又は持参すること。
- ④ 推薦者一覧（別紙様式1）については、以下のアドレスまでデータを電子メールにて提出期間内に送信すること。
文部科学省のE-mail アドレス（encho@mext.go.jp）には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること。
メールの件名：××××××（学校番号）〇〇大学（延長申請（特別））
ファイルの件名：××××××（学校番号）〇〇大学（延長申請一覧（特別））
- ⑤ 申請書様式等は、文部科学省ウェブページに掲載する。

(12) 本件照会及び提出先

文部科学省 高等教育局 学生留学生課 留学生交流室 国費留学生係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線 3362、3026） FAX：03-6734-3391

2 申請区分

(1) 博士課程進学者（申請区分Ⅱ－2）

- ① 平成20年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成27年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者
- ② 平成19年度に大使館推薦により高等専門学校留学生として採用された者、または平成20年度に大使館推薦により専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学（または高専専攻科入学）及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成27年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

(2) 修士課程進学者（申請区分Ⅲ－2）

- ① 平成21年度に大使館推薦により高等専門学校留学生に採用、または平成22年度に大使館推薦により専修学校留学生に採用され、大学の学部へ編入学（または高等専門学校専攻科入学）する際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在、大学の学部、または高等専門学校専攻科に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成27年4月に大学学部等を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者

※ 国内採用により学部留学生として採用された者は、申請の対象とはならない。

※ 以下の者が平成27年4月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。

ア 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者（または進学予定の者）

- イ 高等専門学校留学生・専修学校留学生から大学学部2年次に編入学し、奨学金支給期間の延長が認められた者
 - ウ 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部へ直接入学した者
- ※ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

3 申請基準

申請基準は以下のとおりとする。

(1) 博士課程進学者（申請区分Ⅱ-2）

- ① 大学院修士課程での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、大学学部（または高専専攻科）での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院博士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長（または研究科の長）が強く推薦する者。
- ④ 国費外国人留学生に採用後、学部を修業年限内で卒業しており、また、修士課程を標準修業年限内で修了できる見込みであること。

(2) 修士課程進学者（申請区分Ⅲ-2）

- ① 大学学部（または高等専門学校の専攻科）での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、高等専門学校、または専修学校での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院修士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長（または学部の長）が強く推薦する者。
- ④ 国費外国人留学生に採用後、高等専門学校または専修学校を修業年限内で卒業しており、また、学部等を修業年限内で卒業できる見込みであること。

※「学業成績係数」は、別添4のとおり算出すること。

※飛び級により修士課程に入学した者（または入学する予定の者）については、学部を卒業していなくとも申請基準を満たすものとする。

4 提出書類（（1）を除き、正本：1部、副本：9部を個人別封筒に封入すること）

(1) 大学長からの推薦状（公文書等）

(2) 推薦者一覧（別紙様式1）【大学で作成】申請区分ごとに1部

- ① 申請区分ごとに作成すること。
- ② 申請者については、申請区分ごとに個人番号順に整理番号を付すこと。
- ③ 作成方法の詳細については、「推薦者一覧作成要領」を参照すること。

(3) 申請書（両面印刷）（別紙様式2-1または2-2）

(4) 研究計画等調書（両面印刷）（別紙様式2-1-1または2-2-1）

複数枚の場合は左上をホッチキスで綴じること。

(5) 小論文（別紙様式3）

複数枚の場合は左上をホッチキスで綴じること。

- ① 日本語、A4横書きで作成すること。
- ② 文字数は1,600字以内とする。
- ③ 複数枚となる場合、すべてのページに個人番号、氏名、テーマを記すこと。
- ④ 手書きの場合は楷書で丁寧に記入すること。ワープロ等を利用して作成することも可とする。
- ⑤ テーマは任意とする。なお、当該研究内容と自国における有用性との関係（自国での活用可能性）及び将来的な進路の希望について必ず盛り込むこと。（エッセイの類とし、学術論文は不可。）

(6) 推薦調書（別紙様式4）【大学で作成】

(7) 指導教員の意見書（別紙様式5）

(8) 成績証明書

① 博士課程進学者の場合：大学院修士課程及び大学学部（または高専専攻科）でこれまでに判定されたすべての科目のもの。

② 修士課程進学者の場合：大学学部（または高専専攻科）及び高等専門学校又は専修学校でこれまでに判定されたすべての科目のもの。

5 採用後の奨学金支給期間

平成27年4月に進学する修士課程、または博士課程における標準修業年限修了までの期間とする。

6 注意事項

採用にあたっては専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者（若干名）を厳選して採用する予定としている。